

## 解説と解答      くらしとプラスチック編      くらしの中に生きているプラスチック2

ワークシートの目的      リサイクルのための分別排出の際には、該当する製品がプラスチック製品かどうか、さらにはどのようなプラスチックで作られたものかを調べる必要があります。  
本編では、識別表示（容器包装リサイクル法に基づいた識別マークの表示）、家庭用品品質表示法に基づいた表示を見て、プラスチック製品かどうか、どのようなプラスチックでできているかを見分けることができることを認識させます。

### 授業の流れ

#### 導入

ペットボトル、食品トレイ、プラスチック製の容器（100円ショップなどで売られている容器）などを用意し、子どもたちに識別のための表示類を実際に見せます。  
時間の目安（5分）

#### 調査

次に、ワークシートを生徒に配ります。ワークシートは、1枚です。ワークシートに書かれているように、それぞれのマークや表示がされているものを調べて、書き込ませます。真ん中のペット樹脂製品を除き、さまざまなプラスチックの種類が表示されていることも多いので、どのようなプラスチックが使われていたかも併せて調べさせます。  
（家庭で調べさせます）

#### 発表

表示ごとに、どのようなプラスチック製品があったかを発表させます。



上記のマークや家庭用品品質表示には、プラスチックの種類が表示されている場合があります。どのような種類が表示されていたかも併せて発表させます。（時間があれば、プラスチックの種類と用途について簡単に説明します。参考：プラスチック図書館  
時間の目安（30分）

#### 指導のポイント

分別排出のためには、製品の素材を知ることが必要だが、識別マーク等で簡単に見分けられることを理解させる。  
用途に応じてさまざまな種類のプラスチックが利用されていることを理解させる。

#### データ・関連資料

プラスチック図書館（プラスチックことはじめ～プラスチックの種類）  
（リサイクルってなんだろう～私たちが出すごみ）（リサイクルの法律～容器包装リサイクル法）

解説と解答 くらしとプラスチック編 くらしの中に生きているプラスチック2

解答



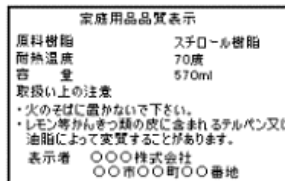
プラスチックはさまざまな容器包装材 (商品を入れたり包んだりするのに使われた容器や包装材)に使われている。  
 容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製品には左のマークか、次のペットボトルのマークが必ず付けられている。  
 主なものは、  
**<ケース>**  
 おもちゃのケース、卵パック、テイクアウトの弁当などの入った箱、化粧品のケースなど  
**<ボトル類>**  
 食用油、ソース、液体洗剤、マヨネーズやケチャップのボトルなど  
**<カップ>**  
 カップ麺の容器、ヨーグルト・プリン・ゼリーなどの容器、アイスクリームの容器など  
**<チューブ>**  
 歯磨きのチューブ、からしやわさび等のチューブなど  
**<袋>**  
 お菓子の袋、詰め替え用シャンプー等の袋、レジ袋、プリンなどについてくるスプーンの袋など  
**<その他>**  
 お刺身や肉などをいれたトレイ、ボトルのふたなど



また、識別マークには、上記のように下部にPE (ポリエチレン) PE、EVOH (エチレン - ビニルアルコール樹脂) などの表示がある。これは、使われているプラスチックの種類を表したもの。また、右側のマークのPEにはアンダーラインがあるが、これは、複数のプラスチックが使われている場合、最も多く使われているものを表示したものである。



プラスチック製容器包装材は、ペットボトル (飲料、しょうゆ、酒用ボトルのみが対象) とその他のプラスチックに分けられており、左のマークはペットボトルを、上記のマークはその他のプラスチックを表している。



家庭用品品質表示法に基づき、合成樹脂加工品品質表示規定が定められており、次の製品に表示がされています。

- 洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具
- かご
- 盆
- 水筒
- 食事用、食卓用または台所用の器具 (各種食器類、製氷容器、まな板など)
- ポリエチレン・ポリプロピレンなどでできた袋
- トイレ用品

など